

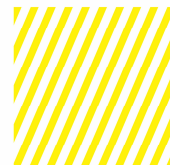
令和7年度(2025年度)受験案内

茨木市職員募集のお知らせ

職務経験者(土木・建築)

令和7年5月

次なる
茨木へ。



◇茨木市とは◇

茨木市は、豊かな自然と交通の利便性に恵まれ、古くからの歴史遺産や文化的伝統が今もまちに息づいている魅力あふれるまちです。また、市民主体のイベントも数多く実施され、市民活動、文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。

これからも、まちの持続的な発展のため、誰もが「安全・安心」や「豊かさ・幸せ」を実感できるまちづくり、そして様々な主体をつなぎ、手を取り合って「共創」することで地域課題の解決や新たな価値を生む「共創」のまちづくりをめざしていきます。

◇茨木市が求める職員像◇

茨木市では、よりよいまちづくりの推進に向けて、民間企業等で培われた職務経験を本市のために活かそうという意欲のある人を求めています。

豊かな経験、専門的知識や技術、柔軟な発想力、折衝・調整力、コスト意識を有し、即戦力として活躍できる人を募集しています。

◇申込受付期間◇ **※原則、インターネット申込みとします。**

職 種	申込受付期間
土木 建築	5月19日(月)～6月9日(月)

インターネット
申込はこちら→



1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	受 験 資 格	採用 予定 人員
職務経験者	昭和50年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、次の(1)または(2)に該当する人または令和8年3月までに該当する見込みの人	
	土木 (1) 土木施工管理技士(1級・2級)、技術士・技術士補(建設部門・上下水道部門)、技術士(総合技術監理部門)のいずれかの資格を有し、技術士補においてはその実務経験が1年以上ある人 (2) 民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務期間がある人	3人
	建築 (1) 建築士(1級・2級)、建築施工管理技士(1級・2級)のいずれかの資格を有する人 (2) 民間企業や官公庁等で、建築に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務期間がある人	2人

※ 合格基準に満たない場合は不合格とするため合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

※ 職務経験は、正規・非正規などの雇用形態にかかわらず、同一の事業所に週あたり29時間以上(休憩時間を除く)の勤務をしていた期間のことをいいます。また、「土木・建築に関する職務経験」については、1年以上の職務経験が複数ある場合は、通算することができますが、同一期間内の重複した職務経験は、いずれか一方のみを通算します。

★ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。(地方公務員法第16条)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

★国籍は問いません。

2 採用の時期

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、おおむね令和8年4月以降に採用の予定です。

3 条件付採用

採用後6か月間(最長1年間)は条件付採用(地方公務員法第22条)となり、同期間において良好な成績で職務を遂行した場合にはじめて正式採用となります。

4 給 与

本市の初任給基準により支給します。

(参考) 22歳で大学を卒業した後、民間企業で正社員として同種の職務経験を有する場合の
初任給月額(地域手当含む) 例 ※令和7年4月1日現在

採用時の年齢	職務経験	初任給月額
31歳	9年	302,000円程度
35歳	13年	314,500円程度
40歳	18年	327,000円程度
45歳	23年	333,000円程度
50歳	28年	339,500円程度

※ 上表の初任給月額は、勤務先の種別や職務経験の内容、雇用形態などによって異なります。また、採用されるまでに給与関係の条例、規則等が改正された場合には、その規定によります。

※ この他、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

5 受験手続

受付期間	令和7年5月19日（月） ～ 6月9日（月）
申込先	表紙のQRコードまたは茨木市HPの職員採用情報から
申込方法	茨木市HPにリンクのある茨木市採用試験管理システムから申込を行ってください。 ※システム仮登録後、本登録を行うことで申込完了となります。受付期間中に申込が完了していない場合は、受験することができませんのでご注意ください。
注意事項	申込完了後、受付完了メールを送ります。また、審査終了後に受験番号通知メールを送ります。 ※受験番号通知メールの送信には受付完了メール受信から5日程度かかる場合があります。

【メール受信設定について】

- 迷惑メール拒否設定をされている方は、事前に次のドメインを指定受信設定してください。
（１）「@city.ibaraki.lg.jp」、（２）「@logoform.jp」、（３）「@arorua.net」、（４）「@bsmrt.biz」
- メールの自動分類設定をされている方は、受験案内のメールが「広告メール」などに自動分類されることがありますので、必ず全てのメールを確認してください。

※インターネット申込みができず、郵送での申込みをご希望の場合、総務部人事課へ令和7年6月2日（月）までに電話でご連絡ください。

※郵送で申し込む場合でも、受験にはメールアドレスが必要になります。

6 試験の日程等

☆第1次試験

職務経歴審査

受験方法	試験申込時に提出した職務経歴書により審査
------	----------------------

☆最終試験（詳細は第1次試験合格者に別途通知します）

日 程	令和7年7月上旬以降 第1次試験合格者に対してのみ実施します。
場 所	第1次試験合格者に後日通知します。
試験科目（予定）	面接、その他（詳細については別途通知）

※一部の試験科目で一定の基準に達しなければ、他の試験科目の得点にかかわらず不合格となる場合があります。

7 合格者の発表

第1次合格発表	(1) 日程 令和7年6月26日（木） (2) 方法 合否にかかわらず本人あて通知します。
最終合格発表	(1) 日程 令和7年8月上旬以降 (2) 方法 合否にかかわらず本人あて通知します。

8 試験成績の通知

第1次試験を受験し不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。
申請の方法については、茨木市HPに掲載の「試験成績通知申請書」の注意事項をご覧ください。

9 注意事項

- (1) 申込事項に不備がある場合に生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- (2) 受験番号通知メールが、6月11日(水)までに届かない場合は、総務部人事課までお問い合わせください。
- (3) 最終合格者については指定する期限までに、該当する受験資格に応じた証明書の提出が必要となります。
〔受験資格 “(1)” に該当〕 資格取得を証する証明書(または資格取得見込証明書)
〔受験資格 “(2)” のみに該当〕 職歴証明書
職歴証明書については、受験資格で対象となる職務経験年数等が確認できない場合は、合格(採用)を取り消します。また、以前の勤務先の廃業等により職歴証明書が提出できない場合は、雇用保険受給資格者証等の証明書類を提出してください。
- (4) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。

令和7年5月

茨木市職員採用試験委員会

この試験に関する問い合わせ先

茨木市 総務部 人事課 人事係

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072(620)1601